

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

入札案件概要書 (一般委託)

契約番号：8604

件名	浚渫汚泥処理処分業務委託 (単価契約)	
履行場所	海老名市内一円	
期間	令和8年4月21日 ~ 令和9年3月31日	
契約の内容等	別紙 仕様書等 のとおり ○入札は総額 (税抜) の比較で行います。	
予定価格	13,736,580 円 (税込)	12,487,800 円 (税抜)
最低制限価格	有り (開札後算定型) 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格 (50%) 未満の場合 ※ただし、予定価格 (税込) 100 万円以下の案件は除く。	契約締結にあたっての制限等 ○ 前払金額の制限 契約金額の 15%以内 (海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限り) ※前払金の上限金額は 5,000 万円以下 ○ 業務主任者及び管理技術者の他案件 (本市入札案件) との兼任不可 契約保証 契約金額の 30%以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 ※現金納付及び実績による免除はありません。 (ア) 金融機関又は保証事業会社の保証 (イ) 公共工事履行保証証券による保証 (履行ボンド) (ウ) 履行保証保険契約の締結 (定額てん補)	
入札方法等	条件付一般競争入札 (電子入札)	
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAX で受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	410 廃棄物処理の請負	
	発注区分 区分の詳細は入札公告で確認してください。	第4区分	第1・第2区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	○神奈川県内の産業廃棄物処分業許可 (汚泥) ○計量証明事業登録 ○最終処分場との契約 ○最終処分場までの収集運搬業許可 ○神奈川県内の地方公共団体が発注した産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物を除く) の処理実績を有すること (元請に限る)。	
	落札数制限	なし	
配置技術者について	本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。		
事前提出書類 (システム添付)	参加資格確認申請時にファイルを添付してください。 <u>ファイルは一つにまとめてください。</u> ○「履行実績・許認可等調書」(本概要書添付の調書を使用、次の書類を併せて提出) ・産業廃棄物処分業許可 (汚泥) 証の写し ・計量証明事業登録を確認できる書類の写し ・最終処分場との契約書の写し ・最終処分場までの収集運搬業許可証の写し ・履行実績を確認できる書類 (契約書の写し等)		

**落札候補者が
提出する書類**
(FAX046-232-6574)

開札後、落札候補者は次の書類をFAXで提出してください。
(落札候補者決定の翌開庁日午前10時まで。詳細は開札後FAXで通知します。)
○入札金額内訳書(本概要書添付の内訳書を使用)
○委託業務主任者等選任届 及び 資格等 及び3ヵ月以上の雇用を確認できる書類

特記事項（廃棄物の処理）

第1条（法の遵守）

海老名市（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し本契約書に添付する。なお許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

許可都道府県・政令市：許可証（写し）参照

許可の有効期限：同 上

事業区分：同 上

産業廃棄物の種類：同 上

許可の条件：同 上

許可番号：同 上

2（委託する産業廃棄物の種類）

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量は、次のとおりとする。

種類：汚 泥

3（処分の場所、方法及び処理能力）

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：許可書（写し）参照

所在地：同 上

処分の方法：同 上

施設の処理能力：同 上

4（最終処分の場所、方法及び処理能力）

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分を次のとおりとする。

最終処分先の番号：別紙最終処分場 一覧参照

所在地：同 上

処分方法：同 上

施設の処理能力：同 上

5（搬入及び予定数量）

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第3項に指定する事業場への搬入は、甲が別に委託する清掃・浚渫業務の受注者が行う。また甲は処分予定数量と運搬を行う業者について、指示書により乙に通達する。

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

1 甲が乙に処分を委託する産業廃棄物は以下のとおりとする。

産業廃棄物の発生工程：下水道施設（雨水・汚水）及び道路側溝に堆積した汚泥の浚渫・清掃作業

産業廃棄物の性状及び荷姿：泥状

腐敗、揮発等性状の変化に関する事項：性状の変化なし

混合等により生ずる支障：支障なし

（特別管理廃棄物を除く普通の産業廃棄物の処分を行う）

2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

第4条（損害により必要が生じた経費の負担）

1 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）により必要が生じた経費は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生に甲の責めに帰すべき理由がある場合は、その過失の範囲内で甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

2 前項の規定にかかわらず、甲が管理する物件において第三者に損害が発生した場合には、甲は第三者に対し、直接損害賠償の責に任ずるものとし、乙の責に帰すべき事由のあるときは、乙はその補償として客観的に承認された賠償額証明に基づき、甲に支払うものとする。

第5条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし業務終了報告書はマニフェストD票又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第6条（業務の一時停止）

乙はやむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第7条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において契約単価もしくは契約期間を変更するとき、あるいは予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

第8条（契約解除時における処理）

甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可の有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

（2）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

浚渫汚泥処理処分条件書

(1) 業務内容について

浚渫等により発生した汚泥（特別管理廃棄物を除く普通の産業廃棄物）を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、中間処理場での処分業務及び最終処分場までの運搬業務とする。

(2) 履行にあたっての許可等の要件

産業廃棄物処理施設を保有し、その許可を受けていること。また処理施設の管理者として廃棄物処理施設技術管理者を置いていること。（法第15条、第21条、同法施行令第7条、同法施行規則第17条）

(3) 契約単価について

収集運搬業務に伴い処分する汚泥の搬入量1トン当たりの価格（税抜）とする。

(4) 支払い方法について

業務完了ごとに、市の検査に合格した後、汚泥の搬入実トン数の総計にトン当たり契約単価を掛け、消費税及び地方消費税を加えた額を請求するものとする。

(5) 履行期間について

令和8年4月21日から令和9年3月31日までとする。

(6) 汚泥の状況

- ・ 下水道施設堆積汚泥（雨水・汚水）
- ・ 道路側溝堆積汚泥

(7) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）について

処分受託者は、中間処分完了後7日以内にC2票を運搬受託者に、D票を事業者へ送付すること。またE票については、交付日から150日以内または最終処分日から7日以内に事業者へ送付すること。

(8) 産業廃棄物管理票の保管について

受託者は、C1票を5年間保存すること。

(9) 産業廃棄物処分計画書について

契約後速やかに以下の内容が記載された「処分計画書」を提出すること。

- ・ 最終処分場までの運搬業務に関する許可書の写し
- ・ 産業廃棄物処分業許可証の写し
- ・ 計量証明事業登録証の写し

- ・最終処分場との契約書の写し
- ・中間処理施設の能力が分かる書類
- ・中間処分場から最終処分場までの作業工程図
- ・施設及び最終処分場の位置図、写真
- ・連絡先一覧（通常時・緊急時）
- ・受託業者による搬入先最終処分場の現地確認を行った結果の写し

(10) その他

作業従事者は、業務に対する経験を有し、公的または自社の規定する技能研修を修了したものであること。

処理作業前までに産業廃棄物処分計画書と合わせて従事者の研修終了報告書を提出すること。

その他関係法令を遵守し履行すること。

(11) 作業指示について

市発行の指示書により搬入業者・期間・予定量を確認すること。

(12) 提出物

- マニフェストD・E票
- 2次マニフェスト処理を行う場合はB2・E票の写し
- 実績報告書
- 計量確認写真

(13) 提出期限

処分業務完了ごとに提出すること。

(14) 海老名環境マネジメントシステム関係

- ・排出される廃棄物は、適正に処理する。
- ・清掃等業務実施時に使用する機器等については、騒音・振動の抑制に努める。
- ・清掃等業務実施時に必要とする車両は、環境に配慮した車両の使用に努める。
(例：電気自動車、ハイブリットカー、低排出ガス車等の使用)
- ・清掃等業務実施時に排出される汚水については、水質汚濁及び土壌汚染を起さないように適正な処理を行う。
- ・業務実施時に電力を使用する際は、節電に努める。

浚渫污泥処理処分業務委託（単価契約）設計金額算出根拠

污泥処理処分費用 （見積価格）（税抜）		令和8年度 污泥処分見込量		
48,030 円/ t	×	260 t	=	12,487,800 円
		消費税		
12,487,800 円	×	1.10	=	13,736,580 円

※令和8年度污泥処分見込量内訳

一般会計（雨水）	9 t
企業会計（汚水）	55 t
企業会計（雨水）	90 t
道路管理課分	106 t
<u>合 計</u>	<u>260 t</u>

入札金額内訳書（落札候補業者提出用）

令和 年 月 日

海老名市長 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

件 名	浚渫汚泥処理処分業務委託（単価契約）
-----	--------------------

規 格	単価(税抜)	予定数量	合計(入札額)
浚渫汚泥処理処分業務委託	円	260 t	円

(注) 1. 金額は、消費税及び地方消費税を除いた額を記入してください。

契約金額内訳書

件名	浚渫汚泥処理処分業務委託（単価契約）
----	--------------------

業務内容	単位	予定数量	単価(税抜)
浚渫汚泥処理処分業務委託	t	260	円

履行実績・許認可等調書

認定番号 _____

商号又は名称 _____

入札案件名	(契約番号 _____)
履行実績・許認可等の要件※入札案件概要書 その他の要件等から転記	

1. 許認可・資格等の概要

(入札参加条件として、許認可・資格・認証等を指定していない場合は記入不要)

許認可等名称	許認可等機関	添付書類
		枚
		枚
		枚

2. 履行実績の概要

(入札参加条件として、履行実績を指定していない場合は記入不要)

契約件名		
発注者		
契約金額		
履行期間		
業務内容ほか		
添付書類	<input type="checkbox"/> 契約書の写し	枚
※入札案件概要書で指定する書類のほか、添付する書類を記載	<input type="checkbox"/>	枚
	<input type="checkbox"/>	枚

※入札案件概要書に記載する条件に該当する参加条件を、案件ごとに記載してください。

※許認可・資格・認証・実績等の記載内容を証明できる書類の写しを添付すること。

※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。

※条件に該当する箇所を、明示してください。(コメントの付加、マーカー表示など)

担当者様 _____

連絡先 _____